

IRだより

～ I R (INSTITUTIONAL RESEARCH) の“今”を分かり易くお届け～

室員紹介



栢澤健史 IR室副室長

氏名：栢澤健史
職名：特別職務
担当教員
(講師)
入職：2018年
担当業務：IR室
医学部担当
専門分野：社会学
社会調査

自己紹介（現在の業務）

私は大学全体の内部質保証に係る業務と医学部・看護学部のIR分析を担当しています。

2021年4月より大阪医科薬科大学は、医学部・薬学部・看護学部の3学部を有する医療系総合大学としての歩みを始めました。専門性や歴史が異なる3学部ではそれぞれ独自の教育が行われていますが、建学の精神や学是にあるように、よき医療人を育成する目標は共通です。そうした大学全体での教育の質を保証する自己点検・評価の体制整備と継続した運営のための活動を行っています。

また医学部と看護学部のIRとしては入学から卒業まで学生の成績を統計的に分析し、教学改善に活かすための資料として、各学部の教育センターに提出しています。

今後の抱負

IRという略称が定着しつつありますが、正式にはInstitutional Researchとあって、大学組織の調査、とくに学修成果の情報をもとに教育の実態を把握し、教育体制をチェックする調査が業務の中心となります。調査としては、単に観察するだけでなく、調査を通じて問題の発見や解決へのサジェスションを行う介入型調査であることが特徴です。それゆえ教学マネジメントにおいて、学修成果の分析から教育の質をモニタリングするのみならず、新たに取り組む施策の立案時や実施後の検証を行う役割も期待されています。

日本語訳がないことからわかるように、IRは輸入された概念であり、未だ日本のアカデミアのなかにしっかり根付いているものではありません。近年、政策として急速にIRが重視されるようになり、IRを導入する大学の裾野が広がったことでIRの業務範囲も多様になり、IRに対する認識や理解に混乱が生じています。そのなかでは現場の試行錯誤が絶えません。しかし、そうした創成期に立ち会うおもしろさもあり、社会学者としては非常にやりがいがあります。大阪医科薬科大学のIRが草分けとして後世に残るように、IRの実務と研究の両方で貢献できればと考えています。

各学部の内部質保証の営み堅調

各学部において、2021〔令和3〕年度のカリキュラム評価をはじめとする教育活動のPDCAサイクルが堅調に進んでいます。

医学部では、5月中に各学年のカリキュラム小委員会が開催され、その結果を踏まえ、6月30日には外部委員を招いてカリキュラム評価委員会が開催されました。特筆すべきは、小委員会、評価委員会とも学生参加のもと検討が行われた点であり、これらの検討結果は、7月開催予定の教育センター会議に上程される予定です。

薬学部では、薬学自己点検・評価委員会を昨年度より定例開催し、4月には定められた各種方針の検証を全て実施しました。なお、改善計画の一例として、分野別の多面的評価（ルーブリック評価）を順次実施しています。本年度2回目の同委員会を7月に開催し、2022年度の活動計画を下部の委員会に伝える予定となっています。また、学生参加型FDをFD委員会で実施検討中です。

看護学部では、カリキュラム委員会が4月から前年度データによる3ポリシー検証を開始しており、9月まで継続して検討を進める予定です。また、カリキュラム評価委員会を9月に開催予定としており、その準備作業も併せて進めています。

これらの内部質保証の営みの詳細については、教育年報に収載される予定であり、同年報については、去る6月23日に各学部担当者によるキックオフミーティングが開催され、昨年度のプロトタイプ版作成の際のノウハウを踏まえ、改善点など教育年報そのものの内部質保証のための積極的な検討も行われました。



キックオフミーティングの様相（2022年6月23日）

2021年度学勢調査結果をWeb公開

2021年度学勢調査結果の概要について、6月24日に本学ホームページ上に公開しました。
(<https://www.ompu.ac.jp/campuslife/common/survey/2021.html> QRコード参照)

同調査の詳細は、今後上梓予定の冊子に収載予定ですが、発行部数に限りがあるため、概要をWeb媒体とすることで、学生の皆さんへのフィードバックを含め、幅広くご覧頂く機会と速報性を併せて担保しました。

なお、前号でもお知らせしたとおり、旧大阪医科大学医学部・看護学部で実施されてきたこの「学勢調査」は、今年度以降、旧大阪薬科大学薬学部において同じ趣旨で行われてきた「学生支援・生活支援アンケート」調査と整理統合し、調査体制も一新のうえ、新たな形で実施されます。今後とも、ご支援ご協力の程よろしく申し上げます。



第2回医療系大学のための教学IRセミナー「医療系大学における内部質保証の確立」開催
主催：大阪医科薬科大学IR室・獨協医科大学教学IRセンター

日時：2022年9月15日（木）午後5時～7時
場所：看護学部講堂（またはZoomでのご参加も可能です）
定員：合計100名（会場・Zoom各50名）
詳細・申込：決定次第、当室HP（右上QRコード）とグループウェアでご案内します。



大学設置基準及び大学院設置基準改正へ（中教審）

—教員組織と事務組織を教育研究実施組織に統合、大学への基幹教員制度の導入—

文部科学省中央教育審議会大学分科会では、同分科会質保証システム部会の本年3月18日付審議まとめ「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について」を踏まえ、本年5月17日及び6月22日に大学設置基準改正案骨子案を公表しました。

「学修者本位の教育の実現」の考え方を質保証システムへと反映させ、「社会に開かれた質保証」を図ることとする方針に基づいた今般の大学設置基準改正案については、大きな改正点は3点あり、1点目は、教員組織、事務組織等と分けて規定してきた現行の組織に係る規定や教員と事務職員等の連携・協働の規定を整理し、第三章で一体的に規定することとした点です。設置基準上、教員組織、事務組織の規定は削除され、教育研究実施組織という新たな組織が規定されます。事務職員等も参画し教育研究活動を行うことを明確化する観点から、「必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制する」とされており、事務職員等を構成に含めることが必須となったことから、教育・研究に関わる事務組織を中心に改組が迫られます。

厚生補導を行う組織について、これまで単に「学生の厚生補導を行うため」とされていた職務内容を「学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため」と具体化し、人員配置については、「専任の職員を置く適当な組織」としていたものを「専属の教員又は事務職員等を置く組織」と改め、職員でも教員でも認めるかわりに専属者を置く規定に改められます。

これまで、単に「その事務を遂行するため」とされていた事務の職務内容について、改正案では「教育研究実施組織及び前項の組織（厚生補導）の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、当該大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため」と詳細に定義され、人員の配置については「専任の職員を置く適当な事務組織を設ける」とされてきたものが「専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制する」とされ、従前の事務職員＝事務組織という構図が崩れ、教員の混成も認め、設置基準上、教育研究実施組織に準じた取扱いを受けるようになります。

また、列举された事務の職務内容の定義に学務及び研究に係る職務が含まれていないことから、これらは教育研究実施組織として他の事務系の組織から切り離して再整備されるべきものと文部科学省は考えてい

ることが推察されます。

2点目の大きな改正点は、専任教員制度の廃止と基幹教員制度の導入であり、近年のクロスアポイントメント等の働き方の多様化や民間からの教員登用の促進等の観点にそぐわない専任教員制度を、新たに導入する基幹教員制度に置き換えるものです。

基幹教員は、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う助手を除く教員で、当該教育課程に係る主要授業科目を担当する常勤の教員又は1年につき8単位以上の当該教育課程に係る授業科目を担当する教員と定義され、授業科目の担当について、大学は、教育上主要と認める授業科目（主要授業科目）については、原則として基幹教員に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとするもので、最低必要教員数の算定にあたり、1年につき特定の学部において8単位以上の授業科目を担当する教員（＝非常勤の教員）は、複数の学部（複数の大学）において基幹教員数の4分の1の範囲内で算定することができます。

各授業科目を担当する教員以外の教員又は当該大学の学生その他大学が定める者（指導補助者）に補助させることができるとともに、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができるようにします。

専任教員制度は、経常費補助金などの算定基礎となることから、基幹教員制度への置き換えにより算定方法が変更されることは必至で、その方向性によっては経常費補助金の大幅減額など私立大学にとっては死活問題となり得ます。今回の改正では、省令の附則により既設の大学には専任教員制度の維持も認められていますが、情勢に留意が必要です。

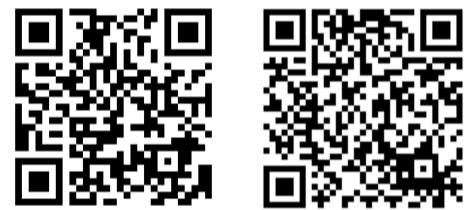
3点目としては、教育課程等に関する事項について、その改善に係る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行うため特に必要があり、かつ、その大学において、教育研究活動等の状況について内部質保証体制が整備されていると認められる場合には、文部科学大臣が別に定める手続きにより、特例対象規定（自ら開設の原則、1年間の授業期間、単位互換等の60単位上限、遠隔授業の60単位上限、校地面積基準、校舎面積基準、等）の全部又は一部によらないことができる大学として認定することができる制度を創設するとされており、内部質保証体制が整備されている大学へのインセンティブとして、規制の緩和が

特例として認められるものです。

このような、中央教育審議会大学分科会での審議内容を受けて、同分科会大学院部会も大学院設置基準の改正案を本年6月16日に公表しました。

大学院設置基準改正案においては、教育研究実施組織の整備については、大学設置基準改正案の方向性が踏襲されました。また、大学院生の厚生補導については新たに規定を設け、大学生に対する厚生補導から課外活動を除いた範囲について大学院生にも厚生補導を行うこととなりましたが、基幹教員制度については導入を見送り、従前通り専任教員制度を維持することとなり、特例制度などのその他の改正点においても、従前の大学院設置基準を維持することとし、大学設置基準改正案とは方向性を違えました。

同省は、大学設置基準及び大学院設置基準について、パブリックコメント（7月8日～8月6日）を経た後、本年10月1日付の改正を予定しています。



（大学分科会資料） （大学院部会資料）



（大学設置基準改正案パブコメ）

編集後記

「IRだより」第4号は、第1面では、各学部の内部質保証の営み及び学勢調査結果のWeb掲載を取り上げ、また、新連載として室員紹介の記事の掲載を開始しました。第2面では文部科学省の質保証に係る大学設置基準、大学院設置基準改正の動きに関してお届けしました。

次号第5号は10月のお届けを予定しております。

IRだより 2022年7月号（第4号）

発行年月日：2022年7月1日

発行者：大阪医科薬科大学

編集：大阪医科薬科大学IR室